

堀内公園管理業務仕様書「別紙」一覧

別紙 1	有料遊具等運営業務仕様書
別紙 2	夜間警備管理業務仕様書
別紙 3	遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準
別紙 4	清掃業務仕様書
別紙 5 - 1	樹木・花壇等管理業務仕様書
別表 5 - 2	樹木維持管理数量表（参考）
別紙 6	空調設備等保守点検等業務仕様書
別紙 7	自動ドア保守点検業務仕様書
別紙 8 - 1	消防用設備等保守点検業務仕様書
別紙 8 - 2	消防設備点検等業務対象一覧（参考）
別紙 9	浄化槽等保守点検業務仕様書
別紙 1 0	非常電源設備保安管理業務仕様書
別紙 1 1	防鼠・防虫対策保守業務仕様書
別紙 1 2	遊具点検業務仕様書
別紙 1 3	安城市自動体外除細動器（A E D）設置・管理に関する基準
別紙 1 4	公の施設の管理運営における個人情報取扱注意事項
別紙 1 5	火災保険加入台帳
別紙 1 6	堀内公園リスク及び経費負担区分表
別紙 1 7	備品台帳
別紙 1 8	平面図

有料遊具等運営業務仕様書

1 業務内容

(1) 業務対象場所等

ア 観覧車・サイクルモノレール・メリーゴーランド・電動汽車（メルヘン号）・ふわふわドーム・バッテリーカー・小型自動遊具・ちびっこひろば・その他の遊具の貸付保安業務及びトイレ清掃

イ 園内作業（園内清掃、園内警備、遊具・施設の簡易修繕等）

項目／場所	観覧車	サイクルモノレール	メリーゴーランド	電動汽車	ふわふわドーム	バッテリーカー・小型自動遊具等（あそびの丘周辺）	ちびっこひろばその他
始業時における安全点検	○	○	○	○	○	○	○
搭乗者の整理と改札	○	○	○	○	○	○	
搭乗者への注意事項の徹底	○	○	○	○	○	○	
乗降の補助及び安全ベルト等の確認	○	○	○	○			
貸出遊具の入出庫						○	○
遊具・園路等の清掃・整理整頓	○	○	○	○	○	○	○
トイレ清掃 園内作業	○	○	○	○	○	○	○
各遊具の補助							○

注）バッテリーカー、小型自動遊具、その他遊具等の貸付保安業務について、以下「あそびの丘周辺」という。

(2) 運行日時等

ア 遊具等運行日 安城市都市公園条例施行規則に定められた有料公園施設の休業日以外の日。

イ 遊具運行時間

(ア) 平日 9:00～12:00、13:00～16:30（昼間運休有り A区分）

(イ) 土曜日、日曜日、祝日、振替休日（以下「休日等」という。）

9:00～16:30（昼間運休なし C区分(閑散期)、D区分(繁忙期)）

(ウ) 夏休み期間（7月20日～8月31日）における金曜日及び土・日曜日の時間延長

・金曜日 9:00～12:00、13:00～18:00（昼間運休有り B区分）

・土・日曜日 9:00～18:00（昼間運休なし E 区分）

ウ 準備作業として、遊具等の安全点検及び清掃とトイレ清掃を実施し、午前 9 時までに有料遊具の運行ができる体制にすること。

エ 運行終了後、利用者の有無を確認し、遊具の収納及び施錠をするとともに作業日報に作業内容及び利用者数等を記入しておくこと。

（３）場所及び配置数等

場 所	数 量	適	用
総括責任者	1 ポスト	すべての運行日	A,B,C,D,E 区分
観覧車	2 ポスト	すべての運行日	A,B,C,D,E 区分
サイクルモノレール	2 ポスト (3 ポスト) [同 上]	平日 (下記以外の休日等) [3, 4, 5, 9, 10, 11月の休日等]	A、B 区分 (C, E 区分) [D 区分]
メリーゴーランド	2 ポスト	すべての運行日	A,B,C,D,E 区分
電動汽車	2 ポスト (同 上) [3 ポスト]	平日 (下記以外の休日等) [3, 4, 5, 9, 10, 11月の休日等]	A、B 区分 (C, E 区分) [D 区分]
ふわふわドーム	(1 ポスト) [同上]	(下記以外の休日等) [3, 4, 5, 9, 10, 11月の休日等]	(C,E 区分) [D 区分]
あそびの丘周辺	1 ポスト (2 ポスト) [同 上]	平日 (下記以外の休日等) [3, 4, 5, 9, 10, 11月の休日等]	A、B 区分 (C, E 区分) [D 区分]
ちびっこひろば その他	1 ポスト (同 上) [2 ポスト]	平日 (下記以外の休日等) [3, 4, 5, 9, 10, 11月の休日等]	A、B 区分 (C, E 区分) [D 区分]
合 計	11 ポスト (14 ポスト) [16 ポスト]	平日 (下記以外の休日等) [3, 4, 5, 9, 10, 11月の休日等]	A、B 区分 (C, E 区分) [D 区分]

注) ポストの数量は、従事者が常時配置される人数を示す。

（４）従事者服务内容等

ア 業務従事者の中から指揮監督のできる総括責任者を選出し、常駐させること。

イ 有料遊具 5 箇所には、熟練した業務従事者（遊具責任者）を配置すること。

ウ 毎日の始業及び終業点検を行うとともに、市と協議のうえ、遊戯施設の事故等対策訓練を年 1 回以上実施し、定期的に遊具等の運行に関する安全教育及び接遇教育を随時実施すること。特に新任の業務従事者に対しては、入念な特別教育を実施すること。

エ 市と打ち合わせのうえ、業務従事者教育マニュアル及び遊具取扱いマニュアルを作成し、業務従事者の研修に役立てること。

- オ 勤務時間内は、遊園地に相応しい会社のユニフォーム（市の事前確認必要）及び運動靴（スニーカー等）を着用し、業務従事者であることを示す名札等を付けること。（トイレほか園内清掃員を含む）
- カ 業務従事者の住所、氏名、年齢の記された名簿を市へ提出すること。
- キ 勤務体系については、市と事前協議を行い、確認後決定するものとする。
- ク 総括責任者は、遊具取扱い勤務体系の月間予定表及び作業上の問題点がある場合、その旨を記載した書面を、月始めまでに市へ提出すること。（天災等によるものは、この限りではない。）
- ケ 業務従事者の出勤簿（出退の時間が明確にされた帳簿であること。）を作成すること。
- コ 総括責任者は、毎日の勤務体系を実施報告書に記入すること。
- サ 配置人数は、通常必要人数であり、遊具取扱いの繁忙期や閑散期及び昼休み運行などで必要に応じて市と協議のうえ人数配分等を変更できるものとする。
- シ 天災等の場合の運行の可否及び来園者の安全確保などによる業務従事者の人数の変更については、市の指示に従い、その都度人員の手配等速やかに対応すること。
- ス 市の指示に従い、業務従事者は、遊具の運行に支障が生じない範囲で、次に示す公園内の作業を行うものとする。なお、その他についても市の指示による。
- （ア）堀内公園花壇、プランター、芝等の管理（花植え剪定・花芝の水やり・除草・施肥等）
 - （イ）トイレの管理（清掃・モップ掛け・トイレトペーパーの補充等）
 - （ウ）園内清掃（除草・犬の糞、ゴミ拾い・落ち葉掃き・動物の死骸撤去等）
 - （エ）夏場の「水の舞台」の管理（ケガ防止・清掃・水の出し入れ・点検等）
 - （オ）満車時の駐車場対応
 - （カ）簡易修繕
 - （キ）動物の餌やり
- セ 総括責任者は、園内全体を掌握し、遊具毎に適切な人員を配置し、業務従事者や遊具利用者に対し万全を期すこと。
- ソ 業務従事者は、市の指示を忠実に守ること。
- タ 業務従事者は、業務に支障とならない範囲で、園内の巡回警備を行うこと。その際に不審者を発見した場合は、ただちに、市に連絡すること。
- チ その他、事故等の問題が発生した場合は、速やかに対策を講じ、連絡をとり市の指示に従うこと。

(5) 勤務体系及び日数等（令和 8 年度日程で算出）

内 訳	総括 責任者	遊具 責任者	その他 従事者	日 数	適 用
A 区分	1 ポスト	5 ポスト	5 ポスト	188 日	下記以外の平日
B 区分	1 ポスト	5 ポスト	5 ポスト	6 日	夏休み期間の金曜日
C 区分	1 ポスト	5 ポスト	8 ポスト	41 日	下記以外の休日等
D 区分	1 ポスト	5 ポスト	10 ポスト	61 日	3, 4, 5, 9, 10, 11月の休日等
E 区分	1 ポスト	5 ポスト	8 ポスト	12 日	夏休み期間の休日等

ア 夏休み期間とは、7 月 20 日から 8 月 31 日までをいう。

イ 総括責任者及び遊具責任者は、常勤者とする。

2 月別従事日数（令和 8 年度日程で算出）

区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計	備考
A	17	15	17	16	13	15	17	16	15	15	15	17	188	平日 11 ポスト体制
B				2	4								6	平日時間延長 11 ポスト体制
C			8	7					8	9	9		41	休日等(閑散期) 14 ポスト体制
D	9	13				10	10	10				9	61	休日等(閑散期) 16 ポスト体制
E				2	10								12	休日等時間延長 14 ポスト体制
運休日	4	3	5	4	4	5	4	4	8	7	4	5	57	
合計	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	

夜間警備管理業務仕様書

1 目的

堀内公園の所有又は管理に係る警備対象物内の財物の保護、防火に任じ、施設の円滑なる運営に資することを目的とする。

2 対象物

管理事務所棟、トイレ 4 箇所、サイクルモノレール、観覧車、メリーゴーランド、芝すべり、ふわふわドーム、ちびっこひろば、汽車（メルヘン号）、複合遊具、遊具倉庫、駐車場等の園内全般

3 任務

- (1) 火災、盗難及び破損行為の予防及び防止。
- (2) 事故確認時における関係機関への通報及び連絡。

4 警備員

- (1) 常駐警備員 A 1 名、常駐警備員 B 1 名
- (2) 警備員は、健康で機敏な行動ができ、職務に耐えうる者とする。

5 業務時間（時間差勤務）

- (1) 常駐警備員 A は、午後 5 時から翌朝の午前 4 時までを原則とする。
- (2) 常駐警備員 B は、午後 9 時 30 分から翌朝の午前 8 時 30 分までを原則とする。

6 業務内容

業務の種類	業務内容
公園内の巡回	巡回は 1 時間 30 分毎に行う（火気、不審者の発見）
駐車場の巡回	巡回は 1 時間 30 分毎に行う（火気、不審者の発見）
遊具等の巡回	遊具、施設、公園灯等の破損、いたずら行為等の確認、防止
施設等の施錠確認	遊具倉庫、施設の施錠確認
駐車場の施錠開錠	駐車場の施錠確認及び開錠

7 異常事態発生時の措置

異常事態が発生したときは、事態の拡大防止にあたること。

8 事故報告

関係機関への通報及び連絡、事故発生状況を書面にて報告すること。

9 管理状況の報告

毎月上旬に前月分の巡回状況を書面にて報告すること。

遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規準は、建築基準法（以下「法」という。）に定める遊戯施設の維持及び運行の管理に関する細目を定め、もって遊戯施設の安全の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 所有者等 遊戯施設の所有者若しくは管理者又は遊戯施設を使用し事業を営む者をいう。
- 二 運行管理者 直接、遊戯施設の運行業務を管理する者をいう。
- 三 運転者 直接、遊戯施設を運転する者をいう。

第 2 章 所有者等の遵守事項

(運行管理者の選任)

第 3 条 所有者等は、遊戯施設の運行を直接管理させるために、遊戯施設の運行に関して十分な知識及び技能を有する運行管理者を選任し、遊戯施設の運行管理をさせなければならない。

(運転者の選任)

第 4 条 所有者等は、運行管理者の意見を聞いて次の一及び二に該当する者の中から運転者を選任し、遊戯施設の運転をさせなければならない。

- 一 満 18 歳以上で法第 16 条に定める運転心得を遵守できる者
- 二 遊戯施設の運転について必要な知識及び技能を有する者

(研修)

第 5 条 所有者等は、運行管理者、運転者その他遊戯施設の運行又は、管理に係る業務に従事する者（以下「運行管理者等」という。）に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を修得させるための研修を年 1 回以上行わなければならない。

- 2 前項の研修は次の項目について行う。

- 一 遊戯施設に関する一般知識
- 二 遊戯施設に関する法令等
- 三 遊戯施設の運行及び点検の方法
- 四 悪天候時、地震発生時等に講ずべき措置
- 五 故障時又は停電時に講ずべき措置
- 六 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練
- 七 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練
- 八 その他遊戯施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項

(運行管理規定の作成)

第6条 所有者等は、運行管理者等が守るべき運行の安全確保のために必要な事項について、遊戯施設の種類ごとに運行管理規定を定めなければならない。

(運行の中止等)

第7条 所有者等は、次の各号に該当する場合における遊戯施設に係る運行の中止の規準及び講ずべき措置を定め、これを運行管理者等に周知徹底させなければならない。

- 一 悪天候時及び地震発生時
- 二 故障、停電時の緊急事態が発生し、又はその発生が予想される場合
- 三 遊戯施設に故障が発生し、又は故障の発生が予想される異常を覚知した場合
- 2 所有者等は、前項の規定により遊戯施設の運行を中止したときは、運行再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを運行管理者等に確認させなければならない。

(救急体制)

第8条 所有者等は、利用者等に係る人身事故が発生した場合、これに適切に対処するため、次の措置を講じ、かつ、これを運行管理者等に熟知させておかなければならない。

- 一 医薬品、担架、梯子等の救急用具を常備し、定置場所を明示すること
- 二 救急のための医療機関との連帯方法を定めること
- 三 救急要員を配置すること

(事故発生時の措置)

第9条 所有者等は、遊戯施設に係る事故が発生したときは、すみやかに次の措置を講じなければならない。

- 一 応急手当等必要な措置
 - 二 医療機関への連絡
 - 三 特定行政庁その他関係官公署への連絡
- 2 所有者等は、前項に定める事故が発生した場合には、次のとおり特定行政庁に報告しなければならない。
- 一 遊戯施設事故速報事故が発生した時から 24 時間以内
 - 二 遊戯施設事故詳報事故が発生した日から起算して 7 日以内
- (点検整備等)

第 10 条 所有者等は、法第 12 条第 2 項の規定に基づく定期検査（以下「定期検査」という。）のほか遊戯施設の構造等に応じて、おおむね 3 月以内ごとに、精密な点検（以下「定期点検」という。）を行うほか必要に応じて整備及び補修を行わなければならない。

(定期検査・点検記録簿)

第 11 条 所有者等は、定期検査及び定期点検の結果を定期検査・点検記録簿に記載し、これを 3 年以上保存しなければならない。

(定期検査済証等の掲示等)

第 12 条 所有者等は、遊戯施設ごとに定期検査済証並びに定員、利用上の注意事項、運行管理者氏名及び運転者名その他必要な事項を見やすい箇所に掲示しなければならない。

第 3 章 運行管理者の遵守事項

(運行管理規定の遵守)

第 13 条 運行管理者は、運行管理規定を遵守しなければならない。

(仕業点検)

第 14 条 運行管理者は、運行予定日には毎日、遊戯施設の運行開始前（第 7 条の規定により運行を中止した場合にあっては運行再開前）に試運転及び少なくとも次の各号について点検を行い、又は行わせ異常のないことを確認しなければならない。

- 一 客席部分の座席、扉、安全バンド等の状況
- 二 安全柵の状況
- 三 ブレーキ、安全装備、非常用装置等の作動状況

四 走路及び機械各部の状況

五 回転部分等を有するものは、その可動部分の状況

六 電圧値及び電流値の状況

七 油圧あるいは空圧装置を使用するものにあつては、油又は空気の洩れ、温度等の状況

(運行日誌)

第 15 条 運行管理者は、遊戯施設ごとに運行日誌を備え、前条の仕業点検の結果、運転回数、利用者数、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを 1 年以上保存しなければならない。

第 4 章 運転者の遵守事項

(運転心得)

第 16 条 運転者は、遊戯施設の運転をする場合においては、次の各号に定める事項及び運行管理規定を遵守しなければならない。

一 非常用装置の操作を熟知しておくこと

二 定員を超えて乗せないこと

三 運転開始の合図（ベル、ブザー等）は、安全を確認してから行うこと

四 運転中は、常に利用客の動作に注意を払うこと

五 運転中事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに必要な応急措置等を講ずるとともに運行管理者に通報すること

六 運転終了後は異常の有無を運行管理者に通報すること

研修細目

遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準(昭和 52 年 5 月 27 日建設省住指発第 401 号)の第 5 条第 2 項第 1 号から第 8 号に関する細目の標準は、次のとおりとする。

1 遊戯施設に関する一般知識は、次のとおりとする。

(1) 遊戯施設の概要

(2) 遊戯施設の電気・機械関係の知識

(3) 利用客への案内・注意・制限事項

(4) 利用客の心理、行動に関する知識

2 遊戯施設に関する法令等

- (1) 建築基準法
- (2) 建築基準法施行令
- (3) 昭和50年建設省告示第558号
- (4) 遊戯施設の検査標準
- (5) 遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準
- (6) 電気事業法
- (7) 電気工事士法

3 遊戯施設の運行及び点検の方法

- (1) 運行管理規定
- (2) 施設ごとの仕業点検の内容並びに確認及び措置の方法
- (3) 施設ごとの3ヶ月定期点検の内容並びに確認及び措置方法
- (4) 必要な整備及び補修の方法
- (5) 運行日誌の記入事項及びその方法

4 悪天候時・地震発生時等に講ずべき措置

- (1) 降雨、降雪及び強風時における運行停止の判断及び利用客の誘導
- (2) 地震発生及び発生が予想される場合における停止及び利用客の避難誘導
- (3) 火災発生時における非常停止及び利用客の避難誘導

5 故障時又は停電時に講ずべき措置

- (1) 非常停止の操作
- (2) 利用客への下車誘導及び事情説明
- (3) 故障又は停電発生に関する連絡方法及び内容
- (4) 各施設ごとのスイッチ類の所定の取り扱い
- (5) 故障箇所の復元、又は改造完了後の部分的及び全体的精密点検の内容

6 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練

- (1) 非常停止の操作
- (2) 施設ごとの負傷者救出方法及び救急応援体制
- (3) 負傷者の家族への連絡
- (4) 施設ごとの負傷者以外の利用客に対する案内誘導及び措置
- (5) 救出用具、救急医薬品の点検・整備及び取扱い
- (6) 負傷者救出、応急手当、援助体制、医療機関への輸送及び連絡・報告等の訓

練

7 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練

- (1) 人身事故及び施設の火災故障等について、発生事故別連絡内容及びその方法
- (2) 関係諸官庁等への連絡内容及び方法
- (3) 上記(1)、(2)の訓練

8 その他遊戯施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項

- (1) 運行現場における施設ごとの安全教育
- (2) 定員、年令、病弱、酒酔その他利用者に対する利用の制限
- (3) 幼児等に対する保護添乗
- (4) 定員を超えて乗せないこと
- (5) 運転開始の合図(ハル、ブザー等)は、安全を確認してから行うこと
- (6) 運転中は、常に利用客の動作に注意を払うこと
- (7) 運行中における利用者の不規律な利用の仕方及び施設に対するいたずらの制止
- (8) 運転中事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに運行管理者に通報すること
- (9) 運転終了後は異常の有無を運行管理者に通報すること
- (10) 非常用装置の操作を熟知しておくこと
- (11) 利用者の施設に対し、故意による破損行為の制止
- (12) その他施設係員の案内、誘導、注意事項に対する利用者の協力

清掃業務仕様書

堀内公園（以下「公園」という。）内外の清潔を保持し、衛生的に維持管理するとともに施設の老朽化を防ぐことにより、施設の耐用年数を延長する目的をもって、公園の清掃を実施する。

この仕様書に記載のない軽易な作業のうち、公園の管理上必要と認めたものは、実施するものとする。

1 対象施設名等

堀内公園

安城市堀内町安下 1 番地 1

詳しくは、別紙 18「平面図」に示す範囲。

2 内容及び実施方法等

清掃内容及び実施方法等は、次のとおりとする。

（1）屋外清掃

ア 清掃は、適宜行うこと。また、ゴミは市の定める分別に従い、適正に処分すること。

イ 遊具の清掃は、適宜行うこと。

ウ バードハウスは、動物愛護に心がけ週 1 回清掃を行うこと。

（2）便所清掃（屋外トイレ 4 箇所、屋内トイレ 1 箇所）

ア 清掃は、毎日 1 回以上行い清潔に保つこと。

イ 清掃作業は、来園者の利便性に配慮すること。

ウ ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充すること。

（3）管理事務所清掃（展示棟、通路）

清掃は適宜行うとともに、整理整頓に心がけ、管理事務所を適切な状態に維持すること。

（4）池清掃等

ア 水面のゴミ、落葉、魚の死骸等は網等で取除き、適切な状態を維持すること。

イ 非常時を除き、常に用水を給水し、水の循環を図ること。

（5）床清掃

定期清掃業務については、次のとおり適切に実施すること。

ア 清掃回数 年 5 回（内 1 回はワックス剥離作業を含む）

イ 対象建物 管理事務所及びちびっこひろば

ウ 清掃内容

（ア）事務所、P タイル床洗浄ワックス… 6 0 m²

（イ）エントランス、塩ビ製床タイル洗浄ワックス… 3 6 m²

（ウ）休憩室通路、塩ビ製床タイル洗浄ワックス… 4 5 m²

（エ）男女更衣室、塩ビ製床タイル洗浄ワックス… 2 0 m²

（オ）男女トイレ、タイル床洗浄… 4 0 m²

（カ）ホール、タイル床薬品洗浄… 1 9 5 m²

（6）建具（内外）・ガラス清掃

定期清掃業務については、次のとおり適切に実施すること。

ア 清掃回数 年 3 回

イ 清掃内容

（ア）窓ガラス面に中性洗剤を塗布し、汚れを浮かし、窓用スクイジーで水分を取る。

（イ）隅に残った水滴及び窓枠等に付いた水分・油分はタオルで拭き取る。

（ウ）高所にある場合も同様とするが、安全対策には十分に施すこと。

（7）その他

特別な理由により必要を生じた場合の清掃は、その都度協議のうえ決定する。

樹木・花壇等管理業務仕様書

1 留意事項

- (1) 各植栽地の管理にあたっては、病虫害防除、剪定、施肥、除草（手取り）、除草剤散布、枯死木撤去、花壇及び蓮管理等の作業を適切な時期や方法にて実施すること。別紙 5－2「樹木維持管理数量表（参考）」を参考に実施すること。
- (2) 市内造園業者の育成のため、以下の条件を全て満たす者を元請又は下請に配置すること。
 - ア 安城市条件付き一般競争入札実施要綱に規定する市内の業者であること。
 - イ 安城市の入札参加資格者名簿の業務分類「03. 役務の提供等で、01. 建物等各種施設管理のうち 10. 植物管理のうち 02. 草地・樹木管理」に登録があること。
 - ウ 過去 10 年間（当該年度含まず）に、安城市発注の樹木等維持管理業務委託で元請として実績を有する者。
- (3) 造園施工管理技師又は造園技能士及び農薬管理指導士の資格を有し、3 ヶ月以上雇用している者を管理に充てること。
- (4) 危険防止のため、枯死木や枯枝を早期発見し撤去すること。
- (5) 作業で発生した枝葉は、原則として安城市せん定枝リサイクルプラントへ搬入すること。
- (6) すべての作業において、来園者の安全を確保するための作業エリアをバリケード等で囲い、作業中であることを明示すること。

2 管理の水準

(1) 芝生管理

- ア 芝刈りは、年 3 回以上行うこと。また、刈り残しやムラがないよう適正に管理すること。
- イ 目土かけやエアレーション及び施肥は、年 1 回行うこと。
- ウ 除草剤散布は、年 3 回以上行うこと。
- エ 必要に応じて補植等を適宜行うこと。

(2) 花壇管理

ア 植込み

季節に合った花々の植替えや補植等を年 2 回以上行い、適切に管理するこ

と。

イ 除草

雑草は根ごと除去すること。

(3) 樹木管理

ア 樹木剪定

(ア) 樹木は、自然樹形を原則とすること。ただし、交通安全上支障となるものについては、適切に剪定すること。

(イ) 剪定は、必要性や樹種特性に応じて、最も適切な時期と方法で行うこと。
特に、公園外周の高木については、隣接者に迷惑をかけないよう樹形を考慮し剪定すること。

(ウ) 花木類の剪定は、花芽の分化時期や着生位置に注意すること。

イ 施肥

施肥を行う際は、樹種特性や施肥の種類（寒肥、追肥等）を配慮し、最も効果的な方法で行うこと。

ウ 病虫害防除

(ア) 病虫害発生の早期発見に努め、極力薬剤を使用しない方法（剪定防除、捕殺等）により防除を行うこと。

(イ) 薬剤防除にあたっては、農薬取締法等の関係法規やメーカーの使用安全基準を遵守するとともに、使用量を最小限にとどめるよう努めること。また、必要に応じて行うこと。

(ウ) 散布に際しては、近隣住民や来園者に周知を行うとともに、健康被害の防止に充分配慮すること。

エ 支障樹木管理

(ア) 支障樹木は、原則的に移植により対処すること。

(イ) 生育不良樹木等については、樹勢回復や延命措置を総合的に考え、やむを得ない場合に限り伐採を行うこと。

(ウ) 不要になった支柱は、速やかに撤去すること。

(エ) 園路通行時に支障のある枝は、速やかに撤去すること。

樹木維持管理数量表(参考)

工 種	種 別	細 別	単位	設 計	出来形	差	年間回数	1回当 数 量	
防 除 工	高 木	サクラ以外	本	550			2回	275	
	C<60	サクラのみ	本	40			2回	20	
	計		本	590					
	高 木	サクラ以外	本	410			2回	205	
	60≦C<90	サクラのみ	本	58			2回	29	
	計		本	468					
	高 木	サクラ以外	本	150			2回	75	
	90≦C<120	サクラのみ	本	86			2回	43	
	計		本	236					
	高 木	サクラ以外	本	42			2回	21	
	120<C	サクラのみ	本	2			2回	1	
	計		本	44					
	合 計		本	1,338					
	中 木	0. 6m以上1. 0m未満	本	4			2回	2	
		1.0m以上2.0m未満	本	138			2回	69	
		2.0m以上3.0m未満	本	644			2回	322	
	合 計		本	786					
	剪 定 工	中低木寄植	樹高1m未満	m ²	7,260			2回	3,630.0
			樹高1m未満(アベリア等)	m ²	962			2回	481.0
			樹高1m以上2m未満	m ²	321			2回	160.3
		樹高2m以上3m未満	m ²	452			2回	226.0	
合 計			m ²	8,995					
強剪定		高木(サクラ以外)	本	5			1回	5	
支障枝剪定			本						
C<60		高木(サクラのみ)	本	40			1回	40	
60≦C<90		高木(サクラのみ)	本	58			1回	58	
60≦C<120		高木(サクラのみ)	本	86			1回	86	
120<C		高木(サクラのみ)	本	2			1回	2	
合 計			本	186					
剪 定 工		中低木寄植	樹高1m未満	m ²	4,255			1回	4,255.0
			樹高1m未満(アベリア等)	m ²	962			2回	481.0
		樹高1m以上2m未満	m ²	160			1回	160.3	
		樹高2m以上3m未満	m ²	226			1回	226.0	
	合 計		m ²	5,603					
施 肥 工	芝 生		m ²	18,751			1回	18,751.3	
芝 刈 工	芝刈り		m ²	56,254			3回	18,751.3	
除 草 工	手取り		m ²	17,289			3回	5,763.0	
除草剤散布工	芝 生		m ²	56,254			3回	18,751.3	
エアレーション	芝 生	施肥・目砂含む	m ²	13,344			1回	13,344.0	
ハンギングバスケット	花		鉢	20			3回		
※清掃工は、芝地・緑地・裸地の清掃工(愛護会活動により行うので除外) 目立つものはその都度拾うこと。									
※除草工(手取り)は、中低木部内の抜根除草工									
※除草工(刈込み)は、緑地管理全体から構造物・舗装・芝・中低木部等を除いた草刈工									

空調設備等保守点検等業務仕様書

1 内容

- (1) 室内機フィルター清掃等，取扱説明書に記載された日常点検は定期的に行う。
- (2) フロン排出抑制法に基づき、第一種特定製品については、3ヶ月に1回以上の簡易点検を行う。
- (3) 各種ユニット設備のフィルター清掃。

2 点検

本システムの定期点検と故障発生時の修繕を次のとおり行う。

- (1) 定期点検を次のとおり実施する。

室外機等各部の点検、調整又は部品交換等を行う。
- (2) 故障修理の場合、次の点に注意すること。

故障修理に要する費用のうち部品調達費用を含む。

3 清掃

ユニット設備のフィルター清掃は、フィルターに付着した粉塵等を掃除機で吸引除去する方法で、年2回行うこと。

4 点検・清掃作業結果の報告

遅延することなく報告すること。

自動ドア保守点検業務仕様書

自動ドア保守点検業務の遂行にあたっては、本業務仕様書に記載されている事項を遵守し、常に誠実に業務の遂行に努めるものとする。

1 委託業務場所及び仕様

本業務の対象となる自動ドアの仕様については、次のとおり。

設置台数：1 台

仕様：下表のとおり

自動ドア番号	1 号機		
設置場所	管理事務所出入口		
メーカー	ナブコドア株式会社		
型式	DS-60S	開閉方法	片開き
設置（竣工）年月	平成 1 1 年 2 月	更新年	なし
備考	メーカー登録型式（現在）：DS-60		

2 業務目的

本業務は自動ドアの保守点検業務を行うことで自動ドアの機能を常に良好な状態にし、故障を未然に防止することを目的とする。

3 業務内容

- （1）自動ドアの保守点検
- （2）故障修理対応

4 点検作業

（1）点検項目

下表の項目・内容について点検を実施するとともに、業務目的を達成するために必要と判断する点検を行う。

項目	内容
ドア・サッシ部	ドア本体の傷、さび、腐食及び汚れの有無を点検する
	自動ドア表示ステッカーまたは警告ラベルの有無を点検する
	ドア本体作動時の異常音の有無を点検する
	ドアと無目の隙間が適正であることを点検する
	全閉時戸先隙間が適正であるか点検する

	ドアと中間方立の隙間が適正であるか点検する
	ドアとガイドレールの隙間が適正であるか点検する
	振れ止めのがたつきがないか点検する
	ガイドレール内の異物の有無を点検する
	指詰防止（30mmのクリアランス確保）ができていないか点検する
	無目点検カバーの取り付け状態を点検する
懸架部	吊戸車の汚れがないか点検する
	吊戸車の磨耗及び損傷がないか点検する
	ドアストロークの状態を点検する
	ハンガーレールの汚れがないか点検する
	ハンガーレールの磨耗がないか点検する
	ハンガーレールの損傷がないか点検する
	ハンガーレールの取り付け状態を点検する
	吊戸車の取り付け状態を点検する
	踊り止めの隙間を点検する
	ストッパーの取り付け状態を点検する
動力部・作動部	手動開閉の動作確認及び異常音の有無を点検する
	エンジンの取り付け状態を点検する
	防振ゴムの変形の有無を点検する
	駆動軸の変形を点検する
	駆動軸の磨耗を点検する
	駆動プーリーの変形を点検する
	駆動プーリーの磨耗を点検する
	従動プーリーの取り付け状態を点検する
	従動プーリーの変形を点検する
	従動プーリーの磨耗を点検する
制御装置	ベルト・チェーン・ワイヤの張り、磨耗及び取り付け状態を点検する
	開く速度を計測する
	閉る速度を計測する
	開き保持時間を計測する

	徐行速度の状態を点検する
	ドア位置検出スイッチの取り付け状態を点検する
	電源スイッチの作動状態を点検する
	制御装置の取り付け状態を点検する
センサ部	センサの取り付け状態及び作動状態を点検する
	センサの検出面の汚れの有無を点検する
	補助センサの取り付け状態及び作動状態を点検する
	補助センサの検出面の汚れの有無を点検する
	センサの検出範囲を測定する
	タッチスイッチ及び併用センサの作動状態を点検する（タッチスイッチのみ）
	マットスイッチの変形及び亀裂の有無を点検する（マットスイッチのみ）
	マットスイッチ排水口のごみのつまりの有無を点検する（マットスイッチのみ）
電気回路	通常開閉動作及び反転動作を点検する
	電線の支持の状態を点検する
	電線の接続状態を点検する
	電線のき裂の有無を点検する
	電源スイッチの作動状態を点検する
	電源電圧を測定し、その良否を点検する
	絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する（年 1 回）

（２）点検回数

点検回数は、年 2 回とする。

（３）器具、工具等

業務遂行に必要な器具、工具等は指定管理者の負担とする。次の保守作業についても同様とする。

５ 保守作業

点検作業にあわせて、清掃、注油、調整、消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は次のとおりとする。

（１）点検部の汚れ、つまり、異物の付着等がある部分の清掃

- (2) 点検部の取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みのある場合の増し締め
- (4) 消耗部品の交換又は補充
- (5) 点検部の接触部分や回転部分の調整、注油
- (6) 軽微な損傷のある部分についての補修
- (7) その他これらに類する軽微な作業で業務目的を達成するために必要と判断する作業

6 メンテナンス

本業務について、パーツメンテナンスとして、下記消耗品及び消耗資材は無償で交換する。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) ヒューズ | (2) 潤滑油、グリース等の各種オイル |
| (3) 各種ボルト、ねじ、ビス、ナット | (4) タッチスイッチの電池 |
| (5) 戸渡りゴム | (6) 下レールの振れ止め |
| (7) ベルトワックス | (8) モーターギア |

7 故障対応等

指定管理者は、故障等があった場合は、その都度すみやかに技術員を派遣し正常な状態に復帰させること。加えて、原因及び措置について市に報告する。

この場合において、技術員の交通費及び日当と消耗品は指定管理者が負担するものとし、点検、保守の回数に算入しない。

8 履行時期

各業務の履行時期は下記による。

(1) 点検作業

履行期間において、前回の点検日を参考に決定する。ただし、業務は点検間隔に偏りがないようにすること。

(2) 故障対応等

故障等に対しては、施設の休業等にかかわらず速やかに対応する。

9 履行報告

点検後は点検結果について、下記内容の記載された報告書を市へ速やかに提出する。

- (1) 点検項目等の実施状況が把握できる内容
- (2) 機器の調整及び消耗品の交換、補充等の実態が確認できる内容

1 0 作業者

保守点検及び故障修理に携わる技術員は自動ドア施工技能士の資格を持つ者とする。

1 1 業務の停止・一時停止

天変地異等の不可抗力、もしくは対象施設の取り壊しや改修等による長期休業により点検間隔以上継続して業務の実施が困難となった場合及び業務の実施が必要ない場合は業務の全部又は一部を停止又は一時停止する。本業務内容について停止又は一時停止の必要がある場合は、事前に書面にて通知する。

1 2 その他

別紙「安城市自動ドア管理指針」により追補する。

安城市自動ドア管理指針

この指針は、次のことを定めることにより、自動ドアを安全に、長期的に使用することを目的とする。

1 自主点検（日常点検・定期点検）

自動ドアの起動時に、次の点検を行う。

（1）動作状況や作動音の確認をする。

起動時にいつもと違うことを感じたら、保守点検業者へ問い合わせをする。明らかに故障している場合は、スイッチを切り、大至急保守点検業者に連絡をする。ドアが手動でも動かない場合等は、ドアが外れることもあるので、動かさないようにする。

（2）ドアの下のレール（みぞ）の異物の有無の確認をする。

レールにごみ等の異物があると故障の原因となるため、異物の有無を確認し、異物がある場合は掃除をする。外部に面した設置場所では、とりわけ落葉時期や暴風雨の後等は注意する。

（3）センサの汚れの確認をする。

センサの検知窓にほこりなどが付着すると、センサ感度が鈍くなり、不具合の原因になる恐れがあるため、センサが汚れた場合はきれいな乾いた布で拭き取る。

2 不具合時の報告

保守点検業務にて故障等の不具合が報告された場合は、業者から提出される「点検結果報告書等」をその都度、市へ報告する。

3 その他

春や秋で空調を使用していないときは、状況に応じて自動ドアを開けたままにする等の省エネ対策を行い、環境への配慮をする。

消防用設備等保守点検業務仕様書

消防法及び関連法令等に従い消防設備の検査及び点検等を適正に実施する。また、法に定められた点検結果の報告書の作成及び提出をする。

1 業務内容

設置した消防設備の機能保全のため、機器点検（6 か月）、総合点検（1 2 か月）に 1 回技術員を派遣し消防法施行規則第 3 1 条の 6 に定める点検を行うことにより市の定める防火管理者が行う保守業務を補佐する。

2 非常時の対応

指定管理者は、常にこの設備が正規の状態にあることを注意して万一火災その他によって作動したとき及び事故を発見したときは、遅滞なく市に通知する。

3 点検設備等

別表 8－2 「消防設備点検等業務対象一覧（参考）」のとおり。

なお、対象設備で消防法等に点検内容及び点検時期の定めがないもの、建築設備など一覧に無いものについても対象設備として行う。

消防設備点検等業務対象一覧（参考）

機器名並びに装置内容 (自動火災報知設備)		単位	機器点検 数量	機器・総合点検 数量
受信機 P 型 1 級	回線	台	—	—
受信機 P 型 2 級 5 / 5 回線		台	1	1
副受信機		台	—	—
差動式スポット型感知器		個	13	13
低温式スポット型感知器		個	—	—
煙感知器		個	3	3
差動式分布型感知器		台	—	—
発信機		個	2	2
電鈴		個	3	3
表示灯		個	2	2
電源装置		式	1	1
消火栓連動起動装置		式	—	—
配線点検費		式	—	1
誘導灯設備		式	1	1
粉末消火器 1 0 型 (1 3 本)		式	1	1
消防機関へ通報する火災報知設備		式	1	1
その他設備・機器		式	1	
基本料金		式	—	—
書類作成費		式	1	1

浄化槽等保守点検業務仕様書

1 業務目的

本業務は浄化槽及び中継槽の保守点検を実施することで適正に管理し、放流水を常に良好な状態に保つとともに、不具合を未然に防止することを目的とする。

2 業務内容

- (1) 浄化槽及び中継槽の保守点検作業及び調整に関する業務（汚泥引抜きも含む）
- (2) 浄化槽の水質測定検査（流入並びに放流水質の規制に関する）業務
- (3) 浄化槽及び中継槽の故障修理等対応（各機器の機能維持に関する）業務

3 対象機器仕様・特記

- (1) 仕様：50人槽
- (2) 巡回回数の基準

浄化槽の維持管理の万全を期するため、浄化槽施設の規模に従い、年4回の巡回管理及び消毒管理を行う。

4 保守点検作業

(1) 保守点検項目

ア 保守点検項目については、浄化槽法第4条第7項、浄化槽法施行規則第2条及び愛知県浄化槽指導要領に基づいて点検、調整及び注薬等を実施するとともに、清掃の実施や機器の更新についての必要性を報告する等、業務目的を達成するための必要事項を実施する。

イ 三次処理に玉石ろ過が設置してある場合は、下記の点検を実施する。

- (ア) 槽内の水位により目詰まりや漏水等の異常が無いことを確認する。必要に応じ逆洗を行い、沈殿分離槽への移送等を行う。
- (イ) 放流水の状態により異常が無いことを確認する。
- (ウ) スカムや汚泥の流入が無いことを確認する。
- (エ) その他、正常な機能を維持するために必要な事項を実施する。

ウ 現場での簡易水質測定

保守点検作業を行う際には、簡易水質測定に記載のある項目について、次の表のとおり測定し、その良否を判定する。その他、良好な状態を保つために必要な測定を実施する。

種別	簡易水質測定項目
A	放流水の①pH、②残留塩素、③透視度
B	Aの測定項目 ばっ気槽や接触ばっ気槽等の④水温、⑤pH、⑥溶存酸素量
C	Bの測定項目 ばっ気槽の⑦汚泥沈殿率

測定項目の望ましい値は、①～③、⑥、⑦は浄化槽法第7条、第11条（法定検査）による値、④は13度以上、⑤は①と同じ値とする。

(2) 点検回数及び履行時期

点検回数は年4回とし、履行時期は次表のとおりとし、点検間隔に偏りがないようにする。

回／年	履行時期	期間
4	5月、8月、11月、2月	3か月に1回

5 水質測定検査

次の項目について水質を測定し、その良否を判定する。保守点検業者が水質の分析ができない場合は、施設の管理者（以下「指定管理者」という）及び市の承諾を得て第三者に請け負わせることができるものとする。

(1) 全ての浄化槽について、次の測定を行う。

ア 測定項目 生物化学的酸素要求量（BOD）

イ 測定回数 年1回

ウ 履行時期

法定検査（7月中旬に実施予定）の検査日直前の保守点検日に採水を実施する。法定検査の検査日については、指定管理者に確認する。

(2) 水質測定検査における分析方法については次による。

ア BOD JIS K0102 21

イ COD JIS K0102 17

ウ pH JIS K0102 12・1

エ SS 昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表8

オ 大腸菌群数 昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表2

(3) 履行時期

原則として、初回の点検日までに1回及び保守点検業者が業務目的を達成す

るために必要と認めるときに随時実施する。ただし、指定管理者の都合による場合は調整のうえ実施する。

6 器具資材等の負担

業務遂行に必要な器具、工具等は保守点検業者の負担とする。

7 故障修理等の対応

- (1) 保守点検業者は指定管理者から故障等の連絡があった場合は、その都度すみやかに技術員を派遣し正常な状態に復帰させるものとし、加えて指定管理者を通し市に対し原因及び処置について報告する。この場合において、技術員の交通費及び日当と消耗品は保守点検業者が負担し、保守点検の回数に算入しない。
- (2) 法定検査、水質測定検査等により水質が不適正等と判断された場合は、指定管理者は保守点検業者にすみやかに原因の追究、対応方法等の報告をさせる。対応後に再度水質検査を実施することにより、正常な状態に復帰したことの確認、報告をさせる。この場合において、技術員の交通費及び日当と消耗品は保守点検業者が負担し、保守点検の回数に算入しない。

8 履行報告

保守点検後は結果について、次の内容が記載された報告書を指定管理者へすみやかに提出させる。水質測定検査を行った場合は、その測定結果が記載された報告書を指定管理者へすみやかに提出させる。

- (1) 保守点検項目等の実施状況が把握できる内容
- (2) 機器の調整、消耗品の交換及び補充等の実施状況が確認できる内容

9 作業時間

故障等の緊急時を除き、通常の保守点検作業は、指定管理者と調整のうえ、原則として通常業務時間内に実施する。

10 業務の停止・一時停止

天変地異等の不可抗力により業務の実施が困難となった場合、又は対象施設の取り壊しや改修等により業務の実施が必要なくなった場合は、業務の全部又は一部を停止又は一時停止する。これらの場合には、指定管理者は事前に市と協議しその結果を保守点検業者へ書面にて通知する。

11 資格条件

保守点検業者は「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」（昭和60年愛知県条例第24号）により県知事の登録を受けていなければならない。また、保守

点検及び故障修理に携わる技術員は浄化槽管理士の資格を有する者とする。

非常電源設備保安管理業務仕様書

電気事業法、同法施行規則の規程及び関係法令等に従い、主任技術者を選任し届出をすると共に保安規程の制定、届出及び保安規程を遵守し施設の点検・保守を行い故障については適切に対処する。

1 需用設備

- | | | |
|---------------|-------------|-------------|
| (1) 設備容量 | 1 2 5 K V A | |
| (2) 受電電圧 | 6 6 0 0 V | |
| (3) 非常用予備発電装置 | 種類 | ディーゼルエンジン |
| | 容量 | 2 5 k V A |
| | 発電電圧 | 2 2 0 V × 1 |

2 点検等の周期

定期的に行う点検、測定及び試験の周期は、別表「細目及び基準」に掲げる設備区分及び点検区分に応じ、原則として次のとおりとする。

- (1) 定期点検Aは、需用設備においては毎月1回行うものとする。
- (2) 定期点検Bは、年1回行うものとする。ただし、定期点検Aを兼ねることが出来るものとする。
- (3) 工事中の点検、臨時点検は、細目及び基準に定めるところにより実施する。

3 保安業務従事者

保安管理業務を実施する者（以下「保安業務従事者」という。）には、電気事業法施行規則第52条の2第1項第2号イ及び付則第3条に適合するものをあてるものとする。

4 点検結果の保存

保安管理業務の点検結果等について、次の記録は原則3年間保存する。

- (1) 巡視、点検、測定及び試験の記録。ただし、試験記録のうち絶縁油に関する記録は次回試験実施まで保存するものとする。
- (2) 電気事故に関する記録

主要電気機器の重要な補修記録は、必要期間保存するものとする。

5 保安管理業務の内容

(1) 受託者が実施する保安管理業務は次によるものとする。

ア 定例の保安管理業務は次の各号によるものとする。

(ア) 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行う。

(イ) 電気工作物の設置又は変更工事の設計審査について、発注者の通知を受け必要な指導、助言を行う。

(ウ) 電気工作物の設置又は変更の工事が1週間以上にわたる場合は、発注者の通知を受け工事中の点検を毎週1回行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行う。

(エ) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止措置を指導し、助言を行う。

(オ) 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続の指導を行う。

(カ) 受託者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行う。

(キ) 電気事業法に規定する立入検査には、その都度発注者の通知を受け、受託者の保安業務従事者を立ち合わせる。

イ 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとする。

(ア) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続の指導を行う。

(イ) 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行う。

(ウ) 前各号のほか発注者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行う。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、発注者は発注者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。この場合において、発注者の申し出がある場合又は点検の際に受託者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受託者は指導、

助言又は協議を行うものとする。

ア 漏電火災警報機又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するもの。

イ オートメーション化された機器等、取扱いが特殊の専門技術を要するもの。

ウ 移動して使用する機器及びこれに附属する電線のうち、点検時現場に設置されていないもの。

エ 密閉型防爆構造の機器等、構造上内部点検ができないもの。

オ 有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された機器等、点検時に著しい危険が伴うもの。

カ 点検できない隠蔽場所等に設置された配線及び機器等。

キ 建設中の 2 階以上の高所部分、シールド室内及び工事中のトンネル内等、電気設備又は機器等の点検困難なもの。

ク 業務上の都合等発注者の理由で、受託者が立ち入りできない場所に設置された機器等。

(3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第 1 号による点検のほか、発注者が確認を行うものとする。

6 相互の連絡

(1) 発注者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受託者に通知するものとする。

ア 遅滞なく連絡する事項

(ア) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。

(イ) 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。

イ その他連絡する事項

(ア) 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。

(イ) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。

(ウ) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。

(エ) 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。

(オ) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。

- (カ) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
 - (キ) 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需用設備の使用区域を変更する場合。
 - (ク) 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
 - (ケ) 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
 - (コ) 電気事業者との需給契約を変更する場合。
 - (サ) 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
 - (シ) その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
- (2) 受託者は次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとする。
- ア 受託者の就業時間内、時間外における受託者への連絡方法。
 - イ 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。
 - ウ その他必要な事項

7 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 次号に掲げる信頼性の高い需用設備に該当するもの及び受託者の定める条件に該当する電気工作物には、発注者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができる。
- (2) 電気工作物の信頼性の高い需用設備の条件として、次のア～オのすべてに該当することが必要である。
 - ア 構外にわたる高圧電線路がないものであること。
 - イ 柱上に設置した高圧変圧器がないものであること。
 - ウ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないものであること。
 - エ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているものであること。
 - オ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計機用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の計器用変成器がないものであること。
- (3) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」という。）は両者協議のうえ受託者が設置し所有するものとする。

- (4) 発注者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設並びに電話回線の利用について便宜を供するものとする。
- (5) 絶縁監視装置等機器並びに設置工事に要する費用は、原則として受託者が負担するものとする。
- (6) 絶縁監視装置等機器の保守は受託者が行い、その費用は受託者が負担するものとする。
- (7) 発注者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。

8 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 受託者は、発注者との保安全管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、両者協議のうえ絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して前項第2号の信頼性の高い需用設備の条件を満たさなくなったときは、両者協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとする。

9 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安全管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、両者協議のうえ速やかに改修するものとする。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として発注者が負担するものとする。
- (3) 受託者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。
- (4) 受託者は、発注者に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安全管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとする。

10 その他

別表「細目及び基準」に定めがない事項については、その都度両者相互に協議するものとする。

細目及び基準

「別表」

電気工作物	点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
			I	II	
受電設備（含配電設備・二次変電室設備）					
引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
	絶縁抵抗測定			○※1	
	放電雑音チェック		○		
遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	絶縁抵抗測定			○※1	
	継電器の動作試験		○※1	○※1	
	継電器との結合動作試験			○※1	
	トリップ回路の導通試験		○※1		
	絶縁油酸価試験			○※2	
	絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
	内部点検			○※2	
	放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○		
母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	絶縁抵抗測定			○※1	
	放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○		
変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	絶縁抵抗測定			○※1	
	絶縁油透明度試験			○※3	
	絶縁油酸価試験			○※3	
	絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
	内部点検			○※3	
	放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○		
電気工作物	点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
			I	II	
配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度
	絶縁抵抗測定			○※1	

	継電器の動作試験			○※1	
	継電器との結合動作試験			○※1	
	放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○		
接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	接地抵抗測定		○※4	○※4	
蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度
	比重測定	1回／年	○	○	
	液温測定	1回／年	○	○	
	電圧測定	1回／年	○	○	
電気使用場所の設備					
電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度
電気溶接機	絶縁抵抗測定			○※1, 6	
その他の電気機器類	接地抵抗測定		○※4	○※4	
照明装置	温度チェック		○		
配線及び配線器具	漏洩電流測定	○※5	○※5		
接地装置	絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
配電線路の電線等及び支持物					
非常用予備発電装置					
ガスタービン及び付属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
内燃機関及び付属装置	起動試験	○	○	○	
発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
	接地抵抗測定		○※4	○※4	
遮断器・開閉器	受電設備と同じ				受電設備と同じ
その他の電気機器類					

防鼠・防虫対策保守業務仕様書

公園管理事務所（展示棟）の防鼠・防虫対策保守（以下「保守」という。）はこの内容に基づいて実施する。

- 1 公園管理事務所（床面積合計 4 0 9 ㎡）の環境衛生を良好に維持するため、適切な保守を行うこと。
- 2 巡回点検を毎月 1 回実施し、生息状況や活動状況を調査すること。結果を翌月 1 0 日までに報告すること。
- 3 定期防除（殺鼠・防鼠及び殺虫・防虫）を必要に応じて年 2 回以上実施すること。

（1）殺鼠

巡回点検に基づき、殺鼠剤を各要所に無駄なく効率的に配置し、建物に住みついている鼠族を駆除する。

（2）防鼠

殺鼠の後、鼠族のいない状態を保つため、防鼠剤の散布及び防鼠資材等によって再侵入を防止する。

（3）殺虫・防虫

巡回点検に基づき、ゴキブリの生息場所や活動場所等に薬剤を散布する。

- 4 作業中の安全衛生、災害の予防に万全を期すこと。
- 5 煙を使用する殺虫施工の場合は、消防署への届出及び消火器を携行すること。
- 6 殺虫剤は、低臭剤（フェニトロチオン乳剤及びピレスロイド剤）を使用すること。
- 7 愛知県策定の「県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン」に従うこと。

遊具点検業務仕様書

(定義)

遊具点検業務（有料遊具を除く）は、この仕様書に基づき施行するものとする。
なお、ここで言う遊具等とは、都市公園法第2条第2項で定める遊戯施設（滑り台、ブランコ他）、休養施設（ベンチ他）、管理施設（フェンス、看板、幟類）とする。
また、遊具を増設した場合も、本業務の対象遊具とする。

1 業務内容

遊具等の点検の方法は、次のとおりとし、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（令和6年6月国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準」（令和6年4月一般社団法人日本公園施設業協会）に準ずる。

本業務履行については、一般社団法人日本公園施設業協会が認定する専門技術者（公園施設点検管理士）または、一般社団法人日本公共施設保守点検研究所が認定する専門技術者（公共施設保守点検管理士）の資格を有すること。

点検業務の内容は、次のとおりとする。

（1）非破壊安全検査は、年1回を実施（7月）する。

対象施設 遊戯施設、ベンチ、パーゴラ、四阿、照明灯等

ア 鉄鋼物膜厚測定 2点測定（1用具）

イ 鉄鋼物減肉検査

ウ 骨格検査

エ エンドリンク測定

オ 音響検査

カ 目視検査

（2）定期点検は、年5回を実施（5・9・11・1・3月）する。

ア 調整 使用上無理のないようにする。

イ 締付 ボルト、ナット類最優先される類位から、締付けゆるめ方

ウ 交換部品 ボルト、ナット、ワッシャー類等。

エ 給油 適応した油脂使用。

オ 分解 磨耗部で外見から見えない部分。

カ 防錆 接地部分の錆止め。

キ 応急処置 危険箇所では応急処置の必要なものは、代替部品を一時使用する等、応急的処置をとる。

2 点検業務の報告は次のとおりとする。

業務が終了したときは、点検等の結果を報告書にまとめ速やかに提出すること。

(1) 点検終了後、次の書類を翌月 20 日までに提出すること。

ア 点検業務実施報告書

報告書には修繕が必要であると認められる遊具を指摘すること。なお、A（修繕なし）・B（部分的な修繕が必要）・C（使用禁止）・D（撤去必要）の 4 段階で表示すること。また、調整・締付・給油・防錆・防護・交換・取付の対応についても具体的に記載すること。

イ 指摘遊具修繕見積書

見積書には、修繕指摘の危険度を前述の 4 段階で表示すること。

ウ 指摘遊具写真 1 部

写真は、危険度の高い C・D 判定とする。

(2) 5 月の通常点検後は、書類のほかに次の書類を添えて提出すること。

全遊具の全景写真 各 1 枚、写真電子データ 1 式

遊具種別数一覧表 1 部

(3) 定期点検終了後、書類のほか、修繕が必要であると認められる遊具の状況について口頭で報告・説明するものとする。

3 費用負担について

点検業務に要する器械・器具・諸材料等は、すべて指定管理者の負担とする。また、点検業務にあたり発生する一切の損害は、指定管理者の負担とする。ただし、天災その他不可抗力による場合及び発注者の責めによる場合はこの限りではない。

4 損害賠償責任について

指定管理者の損害責任補償期間は、毎年、4 月 1 日から 3 月 31 日までとし、保険証書の写しを提出するものとする。また、賠償責任保険の包括金額は、1 事故 3 億円以上、人身事故 1 人 1 億 5 千万円以上、対物 5 百万円以上とする。

5 災害の補償について

点検業務の実施に当たり、指定管理者の従業員に災害その他事故が発生しても、発注者はその責めを負わない。

6 第三者損害と責任について

指定管理者は、点検業務について、その責めに記する理由により、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、その損害の責めを負うものとする。

7 その他

点検業務に当たり、利用者の安全を確保すること。また、指定管理者は従業員の指導教育の徹底を図るとともに、服装についても留意すること。

点検の結果、磨耗や腐食が激しく使用に耐えられない等危険な遊具については、市の承認を待たずに使用禁止を含む適切な処置をとり、速やかに市に報告し指示を求めること。

安城市自動体外式除細動器（AED）設置・管理に関する基準

医師のみに認められていた自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の使用が、平成16年7月の厚生労働省通知により、一定条件の下一般市民にも認められたことを受けて、平成18年度、市は、市役所・小中学校・公民館等市内の運動施設及び市民が多数利用する施設にAEDを新設した。その後、1歳以上の小児へのAED使用が認められ、次年度公立及び私立の幼稚園・保育園にもAEDを設置し、その後新設の施設等に設置箇所を増やしてきた。

AEDの設置について、今まではまずその設置数を増やすことに重点が置かれてきたが、今後は、より効果的かつ戦略的なAED配備と管理をすすめていく段階になってきている。

そのため、一般財団法人日本救急医療財団の定めた「AEDの適正配置に関するガイドライン（平成25年9月9日）」に準じ、安城市が実施する公的施設等へのAEDの設置およびその管理に関する基準をここに定める。

1 基本方針

市は、病院外心停止の救命を促進することを目的に、運動施設または高齢者の利用が多い施設等、心停止の発生頻度が高いことなどの必要性に加え日常点検管理の実効性を考慮して、計画的にAEDを設置する。

2 設置施設の基準

（1）市は、必要に応じて所管する次の各号に定める施設へAEDを設置する。

ア 市民が運動等を目的として利用する公的施設

（市体育館、陸上競技場、スポーツセンター、マーメイドパレス、各小中学校）

イ 主に高齢者が利用する公的施設

（各福祉センター、社会福祉会館、安城市高齢者生きがいセンター）

ウ 多数の市民が出入りし、または利用する公的施設

（市役所各庁舎、市民会館、文化センター、アンフォーレ、総合斎苑、歴史博物館、堀内公園、デンパーク、各公民館、青少年の家、保健センター）

エ 就学前の子どもに教育・保育等を提供する施設

（公立及び私立幼・保育園、公立及び私立認定こども園、こども発達支援センター）

オ 山間部で、救急隊や医療の提供に時間を要する教育関連施設

（作手高原野外センター、茶臼山高原野外センター）

カ その他、利用形態等を考慮し市長が必要と認める公的施設

（教育センター、安祥閣、丈山苑、市民交流センター、アグリライフ支援センター、あんぱ〜く、浄水管理事務所）

（2）（1）に定める施設が隣接する場合は、開館日、開館時間、利用形態、夜間時間外における警備員の配置状況等を考慮して設置施設を調整するものとする。

- (3) 安城市指定管理者制度導入施設についても、本方針に基づき、市がAEDを設置する。
- (4) 季節的または一時的に利用者が増大する施設、イベント等において、AEDの設置が望ましいと判断される場合は、AEDを常設せず、「安城市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱」に基づき短期間の設置を行うものとする。

3 設置台数等の基準

- (1) 1施設1台を原則とする。
- (2) 2の(1)のアの施設のうち、敷地が広く多目的の運動施設については、心停止の発生リスクとアクセス等を考慮して、1施設に複数台を設置する。
- (3) 2の(1)のウの施設のうち、5階建以上の施設については、必要に応じて1施設に複数台を設置する。なおこの場合、エレベーターや階段等にAED設置フロアを明示する。

- (4) 次に掲げる施設は、貸出用を含めて2台（保健センターのみ3台）を設置する。

- ア 保健センター
- イ 文化センター
- ウ 桜井公民館
- エ 北部公民館
- オ 西部公民館
- カ 作野公民館
- キ 安祥公民館
- ク 東部公民館
- ケ 明祥公民館
- コ 二本木公民館
- サ 中部公民館
- シ 昭林公民館

- (5) 次に掲げる施設には、予備の電極パッドを設置する。

- ア 桜井公民館
- イ 北部公民館
- ウ 明祥公民館
- エ 保健センター
- オ 作手高原野外センター
- カ 茶臼山高原野外センター

4 設置施設での配置方法

- (1) AEDの設置については、心停止のリスクが高いと思われる場所への動線を考慮し、利用者が速やかに使用できる場所に設置する。

- (2) A E Dを設置している施設等には、当該施設等にA E Dが配備されていることを入り口付近に表示したり、案内標識を設置したりすることによりA E Dの存在場所を明示する。
- (3) 2の(1)の施設のうち、設置施設の職員等が不在となる時間帯にも市民が屋外施設を利用する可能性のある場合は、可能な限り屋外に設置する。
- (4) 健康推進課長は、A E D本体の更新時には、本基準に基づき、各施設への設置の必要性について検討する。

5 管理

- (1) 日常点検は、A E Dを設置する施設の管理者の責任において、インジケーターを確認する方法により実施する。
- (2) 次の管理は、健康推進課長の責任において行い、交換または更新が必要になった場合は、遅滞なく実施しなければならない。
 - ア 消耗品（電極パッド、バッテリー）の使用期限
 - イ 本体の使用期限
- (3) A E Dを設置する施設の管理者は、A E Dを使用した場合、速やかに健康推進課へ定められた書式をもって報告し、新しい電極パッドを受け取る。なお、保健センター休館日のため健康推進課から新しい電極パッドを受け取ることができない場合は、桜井公民館、北部公民館、明祥公民館のいずれかから予備の電極パッドを受け取る。
- (4) 健康推進課長は、A E Dを設置する施設において適切な管理が行われるよう、施設の管理者および安城市指定管理者制度導入施設を所管する部署の責任者に対して、年に1回、日常点検等適切な管理ができるよう通知する。
- (5) 日本光電社製A E Dを設置している施設について、健康推進課長は、リモート監視システムにて各施設のA E Dが正常に機能していることを確認する。

6 設置場所の情報公開

- (1) 市民がインターネットを通じて設置場所を検索ができるようにするため、市が設置したA E Dについて、次に掲げる措置を行う。ただし、民間施設に設置されたA E Dについては除外する。
 - ア 健康推進課長は、市公式ウェブサイトに最新の設置施設の情報を掲載する。
 - イ 健康推進課長は、各施設に設置したA E Dに関して、設置場所、使用可能時間などの情報を愛知県が運営するA E Dマップに登録して、地図上で設置場所の確認ができるようにする。
 - ウ 掲載する使用可能時間については、屋外設置した施設については24時間利用可能とし、それ以外は、各施設の開館時間帯を掲載する。
 - エ A E Dを設置する施設の管理者は、健康推進課に報告している設置場所、使用可能時間などの情報に変更が生じた場合は、速やかに健康推進課長に報告をし、常に正

確な情報を公開できるようにする。

- (2) 健康推進課長は、最新の情報が公開されるように、AEDを設置する施設の管理者および安城市指定管理者制度導入施設を所管する部署の責任者に対して、年に1回オープンデータの内容の確認を促す。

7 使用の教育・訓練

- (1) AEDを設置する施設の管理者は、施設内職員又は従業員等に対する設置場所の周知等を徹底するとともに、心肺蘇生法等の教育を受けさせるよう努める。
- (2) 健康推進課長は、AEDを設置する施設の管理者及び安城市指定管理者制度導入施設を所管する部署の責任者に、施設内職員又は従業員等に対する心肺蘇生法等の教育に関する情報を提供するとともに、その実施を年に1回要請する。
- (3) 健康推進課長は、衣浦東部広域連合が開催する普通救命講習の情報を掲示板に掲載し、市職員に対して受講を呼びかける。

8 民間の設置施設への対応

- (1) 民間幼保育園等にAEDを設置する場合は、民間幼保育園等は市と使用貸借契約を締結する。
- (2) 民間幼保育園等に設置されたAEDの使用貸借契約に関する事務及び管理に関する周知は保育課が行う。
- (3) 市の補助金を利用して設置されたAEDについて、補助金を所管する部署の責任者は、適切な管理がなされるようにAED設置施設の管理者に周知する。

9 庶務

「安城市自動体外式除細動器（AED）設置・管理に関する基準」に関する庶務は、こども健康部健康推進課が行う。

10 制定

平成29年3月31日

平成30年4月1日改正

平成30年7月17日改正

平成31年4月1日改正

令和7年4月1日改正

公の施設の管理運営における個人情報取扱注意事項

(定義)

第1条 本注意事項において「管理業務」とは、公の施設の管理運営業務のことを指し、指定管理者の責任において自主的に企画・運営する事業（以下、「自主事業」という。）はこれに該当しない。

(基本事項)

第2条 指定管理者は、管理業務及び自主事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律や関連条例、規則等（以下、「法令等」という。）を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、その適正な取扱いを図らなければならない。

(保有の制限)

第3条 指定管理者は、管理業務を行うに当たって個人情報を保有するときは、あらかじめ本人に対し個人情報を取り扱う業務の利用目的を明確にし、管理業務の遂行に必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。個人情報を取り扱う業務の目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用及び提供の制限)

第4条 指定管理者は、管理業務に係る個人情報については、市が認める場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(適正管理)

第5条 指定管理者は、管理業務の遂行に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

2 指定管理者は、管理業務において取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、安全管理措置を講じなければならない。なお、具体的な安全管理措置は、個人情報保護委員会事務局が発出する「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」の「4-8（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に準ずることとする。

3 指定管理者は、管理業務及び自主事業において取り扱う個人情報の漏え

い、滅失又は毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であつて、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、速やかに市に報告しなければならない。また、管理業務においては、個人情報の保護に関する法律に基づき次のとおり対応しなければならない。

- (1) 当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告すること。
- (2) 当該事態が生じた旨を本人に通知すること。
- (3) その他市が必要と認める対応を行うこと。

4 指定管理者は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

5 指定管理者は、管理業務に係る個人情報を取り扱う事務を委託してはならない。

(秘密を守る義務)

第6条 指定管理者の役員及び従業者は、管理業務を行うに当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とし、また、指定管理者の指定の期間が終了し、又はその指定が取り消された後においても同様とする。

(ファイル等作成の届出)

第7条 指定管理者は、管理業務を行うに当たって、個人を容易に検索できるよう体系的に個人情報が記録されたファイル、文書等（以下「ファイル等」という。）を作成しようとするときは、市に報告しなければならない。報告した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、指定管理者の指定の期間が終了し、又はその指定が取り消された場合において、ファイル等を保有しているときは、新たに指定管理者となる者又は市にファイル等を引き渡さなければならない。新たに指定管理者となった者は、ファイル等の引渡しを受けたときは、その旨を市に報告しなければならない。

(苦情の処理)

第8条 指定管理者は、管理業務及び自主事業に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(事故等の報告)

第9条 指定管理者は、管理業務及び自主事業に係る個人情報の取扱いに関

し、前各条に違反する行為、事故等が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告しなければならない。

火災保険加入台帳

共済目的コード	共 済 目 的 名 称	統合希望認証No.	物件コード	構造級
符号－動産No.	用途	構造	用途コード	
701003	堀内公園		J02	
001 —	管理棟・ちびっこひろば	RC 2 F	A02	1
002 —	工作物	観覧車	Y79	2
003 —	倉庫	鉄骨 2 F	Z13	2
004 —	モノレール駅舎	鉄骨 2 F	Z11	2
004 — 001	据付機械装置	遊具券売機	Y07	2
004 — 002	据付機械装置	遊具券売機	Y07	2
005 —	遊具倉庫	鉄骨 1 F	Z13	2
006 —	工作物	サイクルモノレール	Y79	2
007 —	工作物	メリーゴーランド	Y79	2
008 —	警備員事務所	木造 1 F	A03	3
009 — 001	据付機械装置	遊具券売機	Y07	3
010 —	工作物	木デッキ 7 5 m ²	Y79	3
011 —	汽車駅舎	鉄筋造 1 F	D06	2
012 —	工作物	電動汽車（踏切含む）	Y79	2
013 —	汽車休憩所	鉄骨造	D06	2
014 —	橋	FRP 八橋	Y79	3
015 —	ベンチ	木造及びFRP ベンチ 6 5 基	Y79	3
016 —	詰所	委託職員木造詰所	A03	3
017 —	遊具	木製複合（滑り台・ターザンロープ）	Y79	3
018 —	遊具	木製複合（舟形）	Y79	3
020 —	工作物	芝滑り人工芝	Y79	3
021 — 001	屋外据付機械装置	遊具券売機	Y03	2
022 — 001	屋外動産	ふわふわドーム 膜＋送風設備	Y03	3
023 —	シェルター	ベンチ 2 基 鉄筋＋ポリエステル	Y79	3
024 —	ベンチ	背無 1 0 基 鉄＋木材	Y79	3
025 —	看板	鋼＋プラスチック	Y79	3
026	テーブル	アルミ＋ウェルザリッチ 孔有り 3 台	Y03	3
027	テーブル	HPL＋ポリプロピレン 4 台	Y03	3
028	チェア	ポリプロピレン 2 8 脚	Y03	3
029	パラソル	アルミ＋ポリエステル 3 基	Y03	3
030	タープ型上屋	鋼管＋ポリエステル	Y79	3

(つづき)

555008		公園		F06	1
005	—	トイレ	RC 堀内公園（北入口）	F06	1
006	—	トイレ	RC 堀内公園（観覧車脇）	F06	1
007	—	トイレ	RC 堀内公園（堀内駅北）	F06	1
023	—	トイレ	RC 堀内公園（北西入口）	F06	1
124	—	トイレ	RC （北入口多目的） タイル貼り	F06	1
125	—	トイレ	RC （観覧車脇多目的） タイル貼り	F06	1
126	—	トイレ	RC （堀内駅北多目的） タイル貼り	F06	1

堀内公園リスク及び経費負担区分表

種類	内容	安城市	指定管理者	分担 (協議)
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更	○		
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○	
税制度の変更	消費税（地方消費税を含む）税率の変更			○
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	事業所税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		○	
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○	
政治・行政的理由 による事業変更	政治・行政的理由から業務の全部又は一部 を中止した場合、又は業務内容を変更した 場合の経費の増	○		
周辺地域・住民、 施設利用者への対応	地域との協調		○	
	管理運営業務に対する住民及び施設利用者 からの要望等への対応		○	
	上記以外のもの	○		
不可抗力	不可抗力（天災、暴動、疫病のまん延等 の、市と指定管理者のいずれの責めにも帰 すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務 履行不能			○
施設・設備・備品 の修繕	管理上の瑕疵によるもの		○	
	資本的支出によるもの	○		
	軽微な修繕(年間 400 万円まで(税込み))		○	
	その他の修繕		○	
備品の購入	新規購入、更新	○		
	管理上の瑕疵による損傷・減失		○	
消耗品の購入等	消耗品の購入・補充		○	
印刷製本	許可申請書・入館券の印刷製本		○	
	パンフレット、自主事業等の印刷製本		○	

光熱水費	電気、ガス、水道及び下水道料金		○	
通信役務費	電信電話料、郵便料、NHK・キャッチ視聴料		○	
複写機・印刷機設置管理	設置及び管理に係る費用（リース料金、トナー、インク代など）		○	
設備の保守点検	業務の実施（委託の場合を含む）		○	
	検査手数料		○	
	有償による部品の交換（委託契約の範囲外のもの）	○		
事業の実施に要する経費	自主事業の企画・実施		○	
	市と指定管理者の共催事業の企画・実施			○
敷地借上料	新規・既存の民間駐車場（契約を含む）	○		
	新規民間敷地看板設置（契約を含む）		○	
	道路看板設置（占用許可手続）	○		
駐車場の整理	一般利用		○	
	自主事業・指定事業		○	
	市と指定管理者の共催事業			○
保険等の加入	施設の火災保険等の加入	○		
	利用者の事故に備えた保険等の加入		○	
第三者に対する損害賠償	建物又は機械自体の瑕疵に起因するもの	○		
	管理上の瑕疵に起因するもの		○	
	包括的な管理責任	○		
利用料金等の収入の減少	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	減免利用者が大幅に増大した場合や、減免対象者が拡大された場合			○
	前指定管理者等により販売された回数券等の利用によるもの		○	
	それ以外のもの		○	

備品台帳

品名名称	規格名称	購入先
ホワイトボード	プラスW-w 3 4 M	ビジネスセンターあいち（有）
券売機	2号 グローリー KM-V 2 1 1	グローリー（株）名古屋支店
券売機	4号 トヨコム BT-1801 F- 1 2 型	グローリー商事（株）名古屋支店
紙幣両替機	グローリー ER- 4 1 1 R	グローリー商事（株）名古屋支店
券売機	3号 グローリー KM-V 2 1 1	グローリー（株）名古屋支店
券売機	1号 グローリー KM-V 2 1 1	グローリー（株）名古屋支店
片袖机	スチール製 100CG-866	トヨセット（株）
片袖机	スチール製 100CG-866	トヨセット（株）
夜間警備員詰所用平机	木製	有石川建築
会議用テーブル	会議用 SD-S 6 9 0	渡辺事務機
LKロッカー	6人用 小型 コクヨ LK- 6 F 1	（株）築本屋
レジャー用コインロッカー	グローリー LS 2 5 B	博文堂
レジャー用コインロッカー	グローリー LS 2 5 B	博文堂
LKロッカー	6人用 小型 コクヨ LK- 6 F 1	（株）築本屋
LKロッカー	6人用 小型 コクヨ LK- 6 F 1	（株）築本屋
ロビーチェアー	コクヨ CN- 5 9 0 DS	ビジネスセンターあいち（有）
ロビーチェアー	コクヨ CN- 5 9 0 DS	ビジネスセンターあいち（有）
ロビーチェアー	コクヨ CN- 5 9 0 DS	ビジネスセンターあいち（有）
ロビーチェアー	コクヨ CN- 5 9 0 DS	ビジネスセンターあいち（有）
応接セット	カリモク SW11100W	大和屋（合名）
応接セット	カリモク SW1110 GW	大和屋（合名）
テント	小川テント H 4 号	原田テント商会
テレビ	カラーテレビ	佐橋電気商会
アルミブリッジ（荷台乗せ足）	昭和ブリッジ S B A - 2 4 0 -30- 0 5	安城動力農具普及会
脚立	2.3m 長谷川 A M240	（株）三河機工
3脚立	9尺 昭和アルミ SKF- 2 7 0	安城動力農具普及会
3脚立	9尺 昭和アルミ SKF- 2 7 0	安城動力農具普及会

品名名称	規格名称	購入先
はしご	ハセガワ M-80 ミュ-アップスライダーミュ-	山本金物店
アルミブリッジ（荷台乗せ足）	SBA360-40-20	安城動力農具普及会
3脚立	9尺 昭和アルミ SKF-270	安城動力農具普及会
二連はしご	EX80	（株）エイデンサカキヤギフト館安城
トイレ	プレハブトイレ	（株）サカキヤ
トイレ	プレハブトイレ	（株）サカキヤ
チェンソー	ゼノア G370AV	安城動力農具普及会
バッテリーカー用バッテリー充電器	充電器 ZLC12-10A	太平電気工業所
動力噴霧機	丸山 MS313CA-M	（株）三河機工
円形スタンド スプリンクラー	円型スタンド S-20型	安城動力農具普及会
円形スタンド スプリンクラー	円型スタンド S-20型	安城動力農具普及会
円形スタンド スプリンクラー	円型スタンド S-20型	安城動力農具普及会
円形スタンド スプリンクラー	共立金属興行 S-20型	安城動力農具普及会
円形スタンド スプリンクラー	円型スタンド S-20型	安城動力農具普及会
集塵機	マキタ 435P	（株）小泉屋
冷蔵庫	パナソニック NR-B14HW-W	（株）アイライフ石川
エアコン	ナショナル CS-AG25K-C	（有）パナックスかとう
業務用石油ストーブ	ダイニチ工業（株） FM-181Fシャインゴールド	（株）ホームエキスポサカキヤギフト
特定小電力トランシーバー	ケンウッド UBZ-BG20R	アイライフ石川
特定小電力トランシーバー	ケンウッド UBZ-BG20R	（株）イーワンかとう
特定小電力トランシーバー	ケンウッド UBZ-BG20R	アイライフ石川
特定小電力トランシーバー	ケンウッド UBZ-BG20R	（株）イーワンかとう
バッテリーカー	ひつじ	（株）エーツーレジャー
バッテリーカー	サイドカー白バイ	（株）エーツーレジャー
バッテリーカー	どらいぶくん（ピンク）	（株）エーツーレジャー
バッテリーカー	消防車	（株）エーツーレジャー
バッテリーカー	スペースシャトル	（株）エーツーレジャー
バッテリーカー	ひこうき	（株）エーツーレジャー
バッテリーカー	ライオン	（株）エーツーレジャー

品名名称	規格名称	購入先
バッテリーカー	パトカー	(株) エーツーレジャー
飛来物除去操作棒	ピンロック式 S K 304-12M	ミズタニ機販 (株)
剪定機	ゼノアヘッジトリマ HT 7 5 0 PRO	(株) 三河機工
剪定機	ゼノアヘッジトリマ HT 7 5 0 PRO	(株) 三河機工
剪定機	ゼノアヘッジトリマ HT 6 0 0 PRO	農協
剪定機	ゼノアヘッジトリマ HT 7 5 0 PRO	農協
剪定機	ゼノアヘッジトリマ HT 6 0 1 PRO-1	安城動力農具普及会
穴掘機	アースオーガー	安城動力農具普及会
芝刈機	パロネスフライングモアエア吹出し浮上タイプ GMF 4 7	安城動力農具普及会
刈払機	三菱 ME 2 6 0 1	(株) 安城動力農具普及会
刈払機	三菱 M 2 6 0 0	不明
刈払機	三菱MVN 2 7 BE	安城動力農具普及会
刈払機	三菱 M 3 3 1 H	安城動力農具普及会
刈払機	三菱 M 3 3 1 H	安城動力農具普及会
刈払機	三菱 ME 2 6 0 1	農協
刈払機	三菱 ME 2 6 0 1	農協
刈払機	三菱 ME 2 6 0 1	農協
刈払機	三菱 ME 2 6 0 1	(株) 安城動力農具普及会
刈払機	三菱 ME 2 6 0 1	(株) 安城動力農具普及会
芝刈機	共栄社 GM 6 4	安城動力農具普及会
ホンダポンプー式	WP 2 0 X	(株) 三河機工
定置式乗物	スーパーポルシェ	泉陽興業 (株)
背負動力散布機	丸山MD-3 0 1 0	安城市農業協同組合
定置式乗物	サファリパーク	泉陽興業 (株)
定置式乗物	ピエロカー	泉陽興業 (株)
定置式乗物	忍たま乱太郎	泉陽興業 (株)
回転式乗物	キリンメリーCB	泉陽興業 (株)
ガス溶接機	カミマルKSコンシャン	安城動力農具普及会
芝刈機	パロネス共栄社GM64A-M自走式ロータリーモア	(株) 三河機工

品名名称	規格名称	購入先
ミニ耕運機	ホンダFG-500JZ	(株) 安城動力農具普及会
定置式乗物	ミニポリス	泉陽興業(株)
溶接機	デンヨーGAW135	安城動力農具普及会
定置式乗物	ミニ消防車	泉陽興業(株)
背負動力噴霧機	丸山 MS057	安城動力農具普及会
動力噴霧機	丸山 MS513EA-M	(株) 三河機工
動力噴霧機	丸山 MS513EA-M	安城動力農具普及会
ムーンカート	ハウトク M1010	キリヤ家具センター
円盤芝刈機	ヤマハパロネス GM500BF	(株) 安城動力農具普及会
ハンドサイクル	黄 オートクラフトC-3 L800×W600	(株) タニモト
ハンドサイクル	オートクラフトC-3	(株) ホウトク
ゴーカート	M65型 3輪 青小	ミゼッティ工業(株)
ムーンカート	ハウトク M1010	キリヤ家具センター
ゴーカート	M65型 3輪 青小	ミゼッティ工業(株)
ゴーカート	M65型 3輪 青小	ミゼッティ工業(株)
ハンドサイクル	青 オートクラフトC-3 L800×W600	(株) タニモト
ゴーカート	M39型 4輪 赤小	ミゼッティ工業(株)
SLサイクル	C-7	(株) ホウトク
ゴーカート	スーパーギャラクシー	(株) ホウトク名古屋支社
ゴーカート	M39型 4輪 赤小	ミゼッティ工業(株)
動物サイクル	仔犬サイクル	(株) タニモト
ムーンカート	ハウトク M1010	キリヤ家具センター
ゴーカート	M65型 3輪 青小	ミゼッティ工業(株)
ゴーカート	スーパーギャラクシー	(株) ホウトク名古屋支社
ゴーカート	M39型 4輪 赤大	ミゼッティ工業(株)
ゴーカート	4輪 赤大	ミゼッティ工業(株)
ゴーカート	M50型 4輪 黄小	ミゼッティ工業(株)
ゴーカート	M50型 4輪 黄小	ミゼッティ工業(株)
ゴーカート	M50型 4輪 黄小	ミゼッティ工業(株)

品名名称	規格名称	購入先
ゴーカート	M 6 5 型 4 輪 青小	ミゼッティ工業（株）
ゴーカート	M 3 9 型 3 輪 青大	ミゼッティ工業（株）
ゴーカート	M 3 9 型 3 輪 青大	ミゼッティ工業（株）
ゴーカート	4 輪 青大	ミゼッティ工業（株）
動物サイクル	ダルメシアンサイクル	（株）タニモト
ゴーカート	スーパーギャラクシー	（株）ハウトク名古屋支社
ゴーカート	M 6 5 型 3 輪 青小	ミゼッティ工業（株）
ゴーカート	M 6 5 型 3 輪 青小	ミゼッティ工業（株）
ムーンカート	ハウトク M 1 0 1 0	（株）ハウトク中部支社
ゴーカート	M 6 5 型 3 輪 青小	ミゼッティ工業（株）
動物サイクル	仔犬サイクル	（株）タニモト
ムーンカート	ハウトク M 1 0 1 0	（株）ハウトク中部支社
ゴーカート	M 3 8 型 3 輪 青大	ミゼッティ工業（株）
サイクルモノレール	ウサギ	泉陽興業（株）
サイクルモノレール	クマ	泉陽興業（株）
サイクルモノレール	ビーバー	泉陽興業（株）
サイクルモノレール	リス	泉陽興業（株）
サイクルモノレール	パンダ	泉陽興業（株）
サイクルモノレール	ウサギ	泉陽興業（株）
車椅子	ミキ介助式車椅子 B A L - 2 （ノーパンクタイヤ）	（株）ライフサポート
防虫剤タンク	コダマ AT- 1 0 0 0	安城動力農具普及会
防虫剤タンク	スイコー S L T - 5 0 0	安城動力農具普及会
AED	日本光電AED-2150	株式会社八神製作所 安城営業所 所長 深澤 謙
券売機	芝浦自販機(株) K C - B X 1 0 N N	碧海電気株式会社 代表取締役 深堀 佐和良
屋外テーブル	φ 80 Table First TV870890	Magis Japan株式会社
屋外テーブル	φ 80 Table First TV870890	Magis Japan株式会社
屋外テーブル	φ 80 Table First TV870890	Magis Japan株式会社
屋外テーブル	φ 80 Table First TV870890	Magis Japan株式会社
屋外テーブル	SIESTA NWT-900/S H700 パラソル孔 φ 40	ニチエス株式会社

[illegible]

品名名称	規格名称	購入先
屋外チェア	Air-Chair SD074 beige 1450C	Magis Japan株式会社
パラソル	NOVA 2500×H2422 ポールφ38	タカノ株式会社
パラソル	NOVA 2500×H2422 ポールφ38	タカノ株式会社
パラソル	NOVA 2500×H2422 ポールφ38	タカノ株式会社
パラソル用ベース	スチール □400 t12 17kg	タカノ株式会社
パラソル用ベース	スチール □400 t12 17kg	タカノ株式会社
パラソル用ベース	スチール □400 t12 17kg	タカノ株式会社

平 面 図



堀内公園管理区域



指定管理者の管理除外区域

